

令和7年 第6回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和7年6月9日(月)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和7年6月9日(月)午後3時30分		
	閉 議	令和7年6月9日(月)午後4時03分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三		○
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第5回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委
嘱について）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会
委員の委嘱について）

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（時津町地域運動部活動改
革検討委員会委員の委嘱について）

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町地域文化部活動改
革検討委員会委員の委嘱について）

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委
員の委嘱について）

議案第30号 教育委員会事務局職員の人事について

議案第31号 令和7年度時津町教育委員会の目標について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第6回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和7年第5回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第5回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第5回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第5回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年5月8日から令和7年6月9日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案の審議等を行います。

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱につい

て)の件を議題とします。

議案第25号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

それでは、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町社会教育委員の委嘱について)ご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期として、委嘱するものでありますが、委員の選定を行うにあたり、任期前に教育委員会にて承認いただく暇がなかったことから、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

今回新たに社会教育委員となられたのは、資料5番の井上 雅佳(いのうえ まさよし)委員と6番の林田 和樹(はやしだ かずき)委員のお二人です。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町社会教育委員の委嘱について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案26号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

それでは、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)ご説明いたします。

時津町公民館運営審議会委員につきましても令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期として、委嘱するものでありますが、委員の選定を行うにあたり、任期前に教育委員会にて承認いただく暇がなかったことから、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。以上で議案第26号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第27号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

それでは、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱について)ご説明いたします。

時津町地域運動部活動改革検討委員会委員につきましては、令和6年8月30日から令和8年8月29日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者(小中学校長代表)の委員1名の異動及びPTA代表2名に改選があったため、残任期間となる令和7年4月1日から令和8年8月29日までを新たな方に委嘱するにあたりまして、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について

教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

別紙資料の中段黒太枠の3名が新委員となります。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化 部活動改革検討委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第28号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

それでは、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について)ご説明いたします。

令和7年4月1日付時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について、教育委員会を招集する暇がなく専決処分したので、教育委員会の承認を得るためこの議案を提出するものでございます。

資料の委員名簿をご覧ください。時津中学校・鳴北中学校のPTA会長の改選及び時津中学校校長の人事異動により、3名が新しく委員となりました。任期は、令和8年7月18日までとなっております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第29号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)ご説明いたします。

令和7年4月1日付け時津町学校運営審議会委員の委嘱について、教育委員会を招集する暇がなかったため、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

学校運営協議会を設置している町内小中学校4校の委員委嘱となります。

時津小学校は、令和7年度からの設置となります。委員につきましては、学校運営協議会規則に基づき、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員、対象学校の校長等15名での構成となっております。任期は2年間となっております。時津北小学校は任期の2年が終わり、令和7年4月から資料記載の15名でのスタートとなっております。鳴鼓小学校は、令和6年度に起ち上げ2年間の任期途中ではありますが、地域住民の役職やPTA会長の変更及び学校長の人事異動により令和7年4月1日付で委員の変更がっております。鳴北中学校は2年の任期が終わり、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの任期となります。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号 教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、議案第30号、教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第30号は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

議案第30号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第31号 令和7年度時津町教育委員会の目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第31号、令和7年度時津町教育委員会の目標についての件を議題とします。

議案第31号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

前回未確定となっていました「令和7年度時津町教育委員会の目標」の「目指す成果指標」の令和6年度実績数値が確定しましたので報告します。まず、教育総務課の「I 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」の「1.確かな学力の向上」の「ICTを活用した授業をできる教員の割合」の6年度実績は、「81%」となりました。令和7年度の目標は、「100%」を目指します。

○ 大工園社会教育課長

社会教育課の「IV生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進」の「1.生涯学習活動の推進」の「五つのしおりを家庭で実践している割合」は、令和6年度実績が「68.70%」でした。令和7年度は「90.00%」を目指します。「2.読書活動の推進」の「図書等の貸出冊数」の令和6年度実績は「235,840冊」でした。令和7年度は「275,000冊」を目指します。「1週間に1回以上家庭で一緒に本を読む子どもの割合」の令和6年度実績は「小学生38.00%、中学生8.00%」でした。令和7年度は「小学生40.00%、中学生8.00%」を目指します。

「V郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進」の「1.歴史、伝統の保存・継承」の「茶屋（本陣）の利用者」は、令和6年度実績が「3,260人」でした。令和7年度は、「4,500人」を目指します。「2.芸術・文化の振興」の「カナリーホール自主事業券売率」の令和6年度実績は、「83.6%」でしたが、令和7年度は、大規模改修をおこなうため目標は定めておりません。「3.生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」の「(1)地域に密着したスポーツ活動の支援」の「スポーツ団体会員数(少年)」の実績は、「628人」でした。令和7年度は「700人」を目指します。「スポーツ団体会員数(一般・事務所)」の令和6年度実績は、「1,871人」でした。令和7年度は、「1,900人」を目指します。「スポーツ団体会員数(自治公民館)」の令和6年度実績は、「330人」でした。令和7年度は「400人」を目指します。「総合型地域スポーツクラブと協働した事業の開催回数」の令和6年度実績は「1回」でしたが、令和7年度は「2回」の開催を目指します。「(4)スポーツリーダー・指導者の育成並びにボランティアの活用」の「講演会・セミナーの延べ参加者数」は、令和6年度実績が「80人」でしたが、令和7年度は「300人」を目指します。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

令和7年度時津町教育委員会の目標の事業の見出しに「教育総務関係」「学校教育関係」「社会教育関係」とありますが、令和7年度からは教育総務課と社会教育課の2課となりましたので、「教育総務関係」と「学校教育関係」については、教育総務課がどちらも執り行っていくといった認識でよろしいでしょうか。

○ 廣瀬教育総務課長

はい。

○ 宮原教育委員

右側の「※令和3年3月時津町教育振興基本計画策定時の目標」の「目標（令和7年度）」の数値が、赤枠の「目標（令和7年度）」の数値に修正するということですね。

○ 大工園社会教育課長

はい。そうです。

○ 宮原教育委員

「Ⅳ生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進」の「1.生涯学習活動の推進」の「五つのしおりを家庭で実践している割合」の算出方法を教えてください。

○ 大工園社会教育課長

学校を通じたPTAアンケートで算出しました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

宮原教育委員が指摘されたように、「教育総務関係」「学校教育関係」「社会教育関係」の標記では、それぞれが独立していて誤解を招く恐れがありますので、標記を検討したほうが良いかと思われまます。

○ 廣瀬教育総務課長

検討し、再度報告します。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第31号、令和7年度時津町教育委員会の目標の令和6年度の実績値と令和7年度の

目標値につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第31号、令和7年度時津町教育委員会の目標の令和6年度の実績値と令和7年度の目標値につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第6回時津町教育委員会会議を閉会します。